

## 葛飾区養育費に関する養育費立替保証契約に係る保証料助成交付要綱

3・子応第39号  
令和3年7月20日  
区長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、保証会社と養育費立替保証契約を締結した際に支払った初回保証料の全部又は一部を助成し、養育費の受け取りについて支援を行うことによって、子どもの最善の利益を守り、子どもが家庭の事情に左右されず安定した生活を送ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 養育費 経済的、社会的に自立していない子が自立するまでに要する費用のうち、衣食住に必要な経費、教育費、医療費等をいう。
- (2) 子ども 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) ひとり親 母子家庭の母及び父子家庭の父をいう。
- (4) 公正証書等 強制執行によって実現されることが予定される養育費の請求権の存在、範囲、債権者、債務者等を表示した公正証書、調停調書、審判書、確定判決その他の公の文書をいう。
- (5) 保証会社 第3条に規定する助成対象者が養育費立替保証契約を提携した会社をいう。

### (助成対象者)

第3条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、葛飾区に住所を有する者で、次の各号に掲げる要件を全て満たす者又は区長が認めた者とする。

- (1) 養育費の取り決めに係る公正証書等により、養育費を受け取る権利を有するひとり親であること。
- (2) 養育費の取り決めの対象となる子どもを現に養育していること。
- (3) 保証会社と1年以上の養育費立替保証契約を締結し、その保証料を支払ったこと。

(4) 過去に同種の補助金（他の地方公共団体から交付されるものを含む。）の交付を受けていないこと。

（助成対象経費）

第4条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者が保証会社と養育費立替保証契約を締結した際に、保証会社に支払った初回保証料とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、前条に定める経費と50,000円とを比較して少ない方の額とし、予算の範囲内で支給する。

（助成金の交付申請）

第6条 助成対象者は、保証会社と養育費立替保証契約を締結した日（令和3年4月1日以降の日に限る。）から起算して1年以内に申請書及び必要な書類を添付して、区長に申請しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第7条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、要領で定める通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

（請求及び支払）

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、要領で定める請求書により、区長に助成金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があった場合は、当該請求をした者に対し、助成金を交付する。

（交付決定の取消し）

第9条 区長は、助成金の交付決定を受けた者が、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の取消しをした場合は、期限を定めて当該助成金の返還を求め、交付決定を受けた者に要領で定める通知書により通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた者は、区長が定める日までに区長に当該助

成金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、・飾区補助金等交付規則（昭和40年・飾区規則第55号）の定めるところによるものとし、その他この要綱の施行に関し必要な事項は、子育て支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。